

大田原市建設工事低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る入札について、低入札価格調査を実施するに当たり、当該契約が適正に履行されるよう落札者の決定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により落札者を決定するために行う調査をいう。
- (2) 調査基準価格 当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の調査の基準となる価格をいう。
- (3) 低価格入札 調査基準価格を下回る入札をいう。
- (4) 低価格入札者 調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。

(適用対象工事)

第3条 低入札価格調査制度は、本市が発注する建設工事のうち、設計額が130万円以上のもの（以下「適用対象工事」という。）に適用する。ただし、大田原市契約事務取扱要領（平成元年4月1日実施）第10条第3項第1号、第2号及び第5号に規定する建設工事は除くものとする。

(調査基準価格の設定)

第4条 市長は、適用対象工事に係る競争入札について調査基準価格を設定し、予定価格書に記載するものとする。

(入札に参加しようとする者への通知)

第5条 市長は、調査基準価格が設定されていることを一般競争入札の場合は入札公告に記載し、指名競争入札の場合は指名競争入札の執行通知に明記し、入札に参加しようとする者に通知するものとする。

(低価格入札が行われた場合の措置)

第6条 開札において低価格入札が行われた場合は、当該低価格入札者の落札を保留し、低入札価格調査を実施する旨を告げ、入札を終了するものとする。

(基本調査及び数値的判断基準)

第7条 適用工事の入札において、前条により落札者の決定を保留した場合には、低価格入札者が提出した入札額の根拠となる積算内訳書の内容が、次の各号に適合するか否かを調査（以下「基本調査」という。）し、低入札価格調査調書（様式第1号）により入札執行者に報告するものとする。

- (1) 直接工事費の額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

- (2) 共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
 - (3) 現場管理費の額が、予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
 - (4) 一般管理費の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- 2 前項の基本調査において積算内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合は、その旨を入札執行者に報告するものとする。
 - 3 入札執行者は、前2項の報告があったときは、その内容を精査し、大田原市低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）に付議しなければならない。

（低入札価格調査の実施）

第8条 第6条により落札者の決定を保留した場合は、必要に応じ当該低価格入札者から工事費内訳書（様式第2号）を徴するとともに、次の項目について、経営管理部財政課長（以下「財政課長」という。）は調査を行うものとする。

- (1) 契約対象工事付近における手持工事の状況（別途近接工事の間接経費の調整の有無に留意すること。）
 - (2) その他の手持工事状況
 - (3) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連（地理的条件）
 - (4) 手持資材の状況
 - (5) 資材購入先及び入札者との関係
 - (6) 手持機械数の状況
 - (7) 労務者の具体的供給見通し
 - (8) 経営内容
 - (9) その他工事の特殊性等により必要と認められる事項
- 2 財政課長は、前項の調査を行った後、必要に応じ適宜当該低価格入札者に対して、次の内容を調査するものとする。
 - (1) 経営状況 取引金融機関及び保証会社等への照会
 - (2) 信用状況 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金支払の遅延状況
 - (3) 成績状況 大田原市において過去2年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者が実施した工事に係る契約締結年月日、工事名及び成績状況
 - (4) その他必要な事項

- 3 財政課長は、前2項の調査終了後、低入札価格調査票（様式第3号）及び工事費内訳書を次条に定める大田原市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

（委員会の設置）

第9条 低入札価格調査を適正に処理するため、委員会を置くものとする。

2 委員会は、経営管理部の事務を担当する副市長を委員長として、請負業者指名選考委員会の委員をもって組織する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、低入札が行われた場合において、必要と認める場合は、会議を開催するものとする。

5 委員会は、必要に応じて工事主管課長及び設計担当者等の出席を求めて意見を聞くことができる。

6 委員会の庶務は、経営管理部財政課において処理するものとする。

(委員会の審議等)

第10条 委員会は、第8条第3項の提出があったときは、低価格入札者の当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であるかどうかを審議し、当該低価格入札者と契約することの適否を決定するものとする。

2 委員会は、次のいずれかに該当する場合は、当該低価格入札者を失格と決定するものとする。

(1) 工事費内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合

(2) 工事費内訳書の内容が第7条第1項の数値的判断基準に適合されていない場合

3 前項により失格とした場合又は審議の結果不適當であると決定した場合以外は、最低価格入札者等の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされるものとみなし、最低価格入札者等を落札者とするものとする。

4 委員会は、調査の結果及び契約の相手方を市長に報告するものとする。

(落札者の決定)

第11条 市長は、前条の規定により委員会が低価格入札者との契約を適當であると認めるときは、最低価格入札者等を落札者とするものとする。

2 市長は、前条の規定により委員会が低価格入札者との契約を不適當であると決定したときは、次に定める方法により手続を進めるものとする。

(1) 他に低価格入札者がいる場合 前条の規定により不適當とされたものを除く低価格入札者のうち最低の価格で入札した者に対して第8条及び前条の規定による手続を行うものとする。

(2) 他に低価格入札者がいない場合 前条の規定により不適當であるとされた者を除く入札者で、予定価格の範囲内の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とするものとする。

(入札参加者への通知)

第12条 市長は、前条第1項により最低価格入札者等の落札者を決定したときは、入札

参加者全員に対し、落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。

(結果等の公表)

第13条 低入札価格調査を実施した工事に係る入札結果等の公表に際しては、閲覧に供する建設工事等指名・入札・随意契約状況調書の記事欄に「低入札価格調査適用工事」と記載するものとする。

2 第10条第2項により最低入札者等を失格としたとき及び第11条第2項により最低価格入札者等を落札者としなかったときは、建設工事等指名・入札・随意契約状況調書の摘要欄に「失格」と記載する。

(監督体制の強化)

第14条 適用対象工事の受注者が低価格入札者であった場合は、監督職員は次の措置をとるものとする。

- (1) 法に規定する施工体制台帳の内容聴取 施工体制台帳の提出に際し、必要に応じて、受注者の代表者等からその内容の聴取を行うものとする。
- (2) 施工計画書の内容の聴取 施工計画書の提出に際し、必要に応じて、受注者の代表者等からその内容の聴取を行うものとする。
- (3) 重点的な監督業務の実施 監督職員は、監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会いすることを原則として、入念に行うものとする。この場合において、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行い、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取するものとする。
- (4) 関係機関との連携 安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払確保の観点から必要があると認められるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、建設工事における低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。